

資料

フランスの労働組合同規約に関する資料集 (8)

大和田 敢 太

第Ⅱ部 単位労働組合の規約

(7) 独立系

今回対象とする「独立系」の単位労働組合は、以下のとおりである。

- ① 航空客室乗務員全国労働組合 Syndicat National du Personnel Navigant Commercial
- ② 商事代理人全国労働組合 Syndicat national des Agents commerciaux
- ③ コレージュ全国労働組合 Syndicat National des Collèges
- ④ 税務統一全国労働組合 Syndicat National Unifié des Impôts
- ⑤ 薬剤師自主全国労働組合 Syndicat National Autonome des Cadres Pharmaciens
- ⑥ ジャーナリスト全国労働組合 Syndicat national des journalistes
- ⑦ パリ地域交通公団運転職員自主労働組合 Syndicat autonome du personnel machinistes de la R. A. T. P.
- ⑧ 看護婦全国調整委員会 Coordination Nationale Infirmière

以上の労働組合の組織的性格は、産業別組合・職種別組合・職能別組合・企業別組合など多様に区分され、その「独立性」を保持している理由や背景も、一様ではない。各労働組合組織の規約条項の比較対照は、より慎重を期すべきであろう。したがって、各労働組合毎に、その規約の主要条項を列記する。

「航空客室乗務員全国労働組合」の規約は、規約規定の体系的整備の状況とその詳細な内容から、フランスにおける労働組合同規約の一類型の全体像を把握することを容易にすると思われるので、引用条項を多くした。他の労働組合同規約については、各労働組合組織の特徴を反映している条項（組織範囲・理念・目的など）、「独立系」ならではの条項、独自の内容の条項を採録した。配列は、条文順によった。

なお、労働法典の引用は、本資料集 (5) 以降、現行労働法典の表記法に統一していたが、本号では、原文のままとする。

① 航空客室乗務員全国労働組合同規約

1954年9月10日、セーヌ県庁に届出（受理番号N° 11-652）

1959年6月5日・1959年11月21日総会、1970年12月10日全員投票により修正

第1条 名称

本規約に自主的に同意するもの間において、労働法典第3巻第1篇にもとづき、航空客室乗務員全国労働組合（SNPNC）の名称の職業組合が設立される。

第2条 目的

国家、政党あるいは政治団体、資本家、宗教および哲学的宗派にたいする労働組合運動の絶対的な独立性の原則に立脚しつつ、労働組合は、以下の事項を、主たる目的とする。

(a) フランスの航空会社および必要に応じ外国会社のすべての航空客室乗務員（PNC）を、同一の職業組織に結集させること

(b) 組合員の集団的および個別的な権利を拡張し、擁護すること。その職業遂行、勤務歴、労働、報酬、労働災害予防、保険、退職の条件を改善し、保護することなど、一般に組合員の、直接的あるいは間接的な、職業的および社会的、物質的および精神的な利益を向上させ、擁護すること

(c) 航空会社、公権力、行政機関、国内的あるいは国際的な機構、世論、その他有益とされるすべての場面と機関にたいして、職業とその構成員の代表権能を担当すること

(d) 他の国内的あるいは国際的な労働組合組織、特に民間航空の運航乗務員および地上勤務員の労働組合組織との友好的関係を確立し、維持すること、これらの活動を通じて、労働組合の行動の統一、連帯および実効の強化に寄与すること

(e) 国際的、国内的あるいは企業の次元で、航空輸送の責任当局から以下のことを常に獲得するすように努め、航空安全の改善に寄与すること

— PNC全構成員のための、最高水準の資格と訓練

— 乗客対応能力や各型式の飛行機の救助手段を考慮して、あらゆる事態に対応するために、十分な人数のPNCの乗務

— 最も効果的な救助機材と、保護・脱出・生存手段の活用

第3条 手段

労働組合は、その目的を達成するために、現行立法により認められているすべての手段、とくに以下の権利を保有する。

(a) 組合集会を組織すること、職業的あるいは社会的な性格のあらゆる集会に参加すること

(b) 職業的、経済的あるいは社会的な性格の報告書、新聞あるいは雑誌を出版し、その刊行に協力すること

(c) 組合員を募集し、あるいは職業的問題に関して世論を啓発するために、揭示物、新聞報道、ラジオ、テレビ、示威行動などあらゆる形態の宣伝手段を活用すること

(d) あらゆる裁判管轄権において、訴訟すること

(e) この職業および構成員にとって利益をもたらしうる法律・命令条文を制定させるために、あらゆる行動を企画すること

(f) 使用者、使用者組織あるいは公権力と、集団協定・協約、その他組合員に権利を保障するすべての文書を交渉し、署名すること

(g) 組合員に、あらゆる形態の合法的な組合活動を行うよう促すこと

(h) 航空輸送会社、公的諮問機関、経済的な、航空に関するあるいは社会的な使命を持つ国内的あるいは国際的な組織にたいする、正規の権限を有する代表者を任命すること

(i) 航空輸送会社、職業的、経済的あるいは社会的諮問・管理機関におけるあらゆる職業選挙において、候補者を推薦すること

(j) 組合員の相談や擁護に有益な社会的、法的、経済的、医療に関する、財政的な業務を設立し、管理し、その管理に参加し、それを行うこと

(k) 組合員のために、集団保険に加入すること

(l) 国内的あるいは国際的な、他の職業的、組合的、組合横断的、連合的あるいは総連合的な組織への、労働組合の関与を実現し、あるいは中止すること

(m) 組合員からの組合費、贈与を受領すること

(n) あらゆる動産・不動産を取得、保有、利用、担保、譲渡、貸与すること、労働組合の活動、その資本の保存と維持に必要なすべての行為を遂行すること

(o) 労働組合の運営と管理に必要な職員を雇用すること

第4条 組合員分類

労働組合は、功労組合員、現役組合員、名誉組合員の3種類の組合員を含む。

(a) 功労組合員

功労組合員の資格は、総会によって、以下の組合員あるいは旧組合員に与えられる。

- 勇気ある行為によって、人命を救助したるもの
 - 労働組合に顕著な貢献をしたるあるいは職業の尊厳を高めたるもの
 - 勤務歴を通じて、組合への誠実さと模範的な同志的精神を示したるもの
- 功労組合員は、総会に出席する権利を有する。

PNCに属さないものであって、その構成員にたいする特別な配慮によって、あるいは労働組合への顕著な貢献によって、例外的に、この資格が与えられることができる。

(b) 現役組合員

現役組合員は、航空会社のPNCに属する組合員である。

以下の組合員は、現役組合員とみなされる。

- 健康上の理由から、一時的に乗務不適格期間中のもの
- 一時的な失業期間中のもの
- 専従的な組合役職に就任するために、一時的に乗務しないもの

(c) 名誉組合員

名誉組合員は、以下のものである。

- 退職した組合員
- 職業の遂行にとって決定的な肉体的不適格の犠牲となった組合員

第5条 加盟の要件と様式

フランスの航空会社のPNCに属するものはすべて、その国籍、その契約の種類や期間、その配属地を問わず、労働組合に加盟することができる。

ただし、その主たる配属地が外国であるものの加盟は、SNPNCと、その国においてPNCを順当に代表している労働組合との間の協定の存在に条件づけられる。

外国会社のために労働するものは、以下の条件のもとで、労働組合に所属することができる。

- (a) その職員の配属地が、フランス領土内にあること
- (b) 外国会社にたいして、それぞれの国において、PNCを順当に代表している労働組合と、SNPNCとの間に、協定が結ばれていること

加盟のためには、規約および組合費額を了知し、加盟書類に記入・署名して、書記局に提出しなければならない。

労働組合は、加盟を拒否する権利を留保する。加盟拒否理由は、書状で、当事者に通知される。

新組合員には、規約一部および組合員証が交付される。この組合員証は、加盟期間を通じて有効である。

いかなる場合にも、組合員証は、組合費の支払いの証拠とみなされることはできない。

第6条 組合員の権利と義務

加盟書類への署名は、規約を承認し、とりわけ以下のことについての新組合員の明示的な誓約とみなされる。

- (a) 組合費を定期的に支払うこと
- (b) 多数決の決定にしたがうこと
- (c) 総会や全員投票における投票あるいは発言権の行使によって、組合の運営や決定を容易にすること
- (d) 組合決定を尊重し、実行すること

新組合員の加盟を承認することによって、労働組合は、とりわけ以下の義務を負う。

- (a) その表現・信条の自由を尊重すること
- (b) 職業活動上の条件、就業中あるいは退職中のPNCの権利や権限に関する協約、規則および立法に関するあらゆる有益な情報を提供すること
- (d) 職業活動に関連する争いの場合に、助言し、擁護すること。必要に応じて、行政上あるいは司法上の争訴手続を、労働組合の負担で行うこと

第7条 脱退

組合員は、いつでも労働組合から脱退する権利を有する。

脱退は、脱退者から、納期到来分の組合費を免除することはなく、さらに、労働法典第4巻第8条の規定にしたがって、脱退後の6カ月分の組合費の支払を課する。

組合員が、その航空活動を確定的に終了するばあいには、その脱退は、納期到来分の組合費の支払いを唯一の条件に、単なる通知により、効力を発する。

第8条 復 帰

脱退したる組合員は、その請求により、組合評議会の同意の後、復帰することができる。

いかなる場合にも、除名されたる組合員は、復帰することはできない。

第9条 組合費・原則

組合員により支払われる組合費が、労働組合の財源の主要部分をなすのであるから、組合費額は、組合費納入組合員数を考慮して、以下のことを可能とする水準で定められなければならない。

(a) 労働組合の管理と運営に必要ないっさいの通常の支出に対応し、とりわけその職員、業者、国庫、社会保障、加盟する国内的あるいは国際的連合組織にたいする契約を履行すること

(b) 臨時的な支出に対応し、ある年度の偶発的な欠損を補い、労働争議の際に組合員を援助することを可能とする管理留保金を積み立てること

組合費は、この職業における報酬の平均水準を考慮して、組合員の財政的負担力と調和しなければならない。

組合員の諸職種の賃金格差や企業間の賃金水準の違いを考慮して、多様な組合費額が定められることができる。

第10条 組合費額の決定と変更

組合費額は、生活費および賃金の動向を考慮して、定期的に変更されるが、この変更は、組合員全体もしくは特定の職種あるいは企業の組合員だけを対象とすることができる。組合費増額は、原則として、毎年1月1日に行われ、前年度のPNC賃金の平均増に、比率で対応する。

組合費増額は、また、価格、賃金、社会保険料、職員の増員や事務所の拡張を必要とする組合の活動の発展から起因する組合負担分の増加を考慮して、決定されることもできる。

提案されている組合費額が、20%を上回る増額をもたらし、あるいは現行の組合費制度を変更する場合には、その決定は、全般的修正であれば、組合員全体の、部分

的修正であれば当該の職種あるいは企業の組合員の全員投票にかけられる。

第11条 支払・徴収方法

現役組合員だけが組合費支払い義務を負い、名誉組合員および功労組合員は、免除される。

組合員にたいしては組合費の支払いを、労働組合にたいしては決済を容易にするために、銀行口座あるいは郵便口座からの自動控除制度が利用される。

組合員は、書記局に、以下の特別の事由を通知した時以降、組合費を免除される。

- (a) 組合員の要求による休職あるいは無給休暇にあるもの
- (b) 長期疾病休暇中で、賃金を受給していないもの
- (c) 出産休暇中で、賃金が支払われていない期間中のもの
- (d) 一時的な失業中のもの

組合費の支払いを遅滞したるものは、以下の書面を送付される。

- (a) 遅滞期間3カ月後、催促状
- (b) 催促状の45日後、受領証明付き書留便
- (c) 書留便後30日以内に支払いがなされない場合には、組合費の徴収は、法的なあらゆる手段によってなされる

第12条 組合代表の義務と責任

組合代表はすべて、以下の義務を負う。

- (a) 労働組合の目的にしたがって、組合員の一般利益のために行動すること
- (b) 多数決で決められた決定を実践すること
- (c) 規約を尊重すること

代表は、その個人的な関心のために、組合の主張や行動を利用しようとする、その権限の行使から個人的な利益を引き出そうとすることを、特に必ず慎まなければならない。代表は、組合員から選出されているのであり、その組合職務の行使に関連するすべての行為を、以下のように、組合員に責任を負う。

—— 個別的には、免職の可能性

—— 集团的には、全員投票と繰上げ選挙を実施することがある総会の不信任の可能性

反対に、代表は、労働組合の合意に関連するいかなる個人的な義務や責任も第三

者には負わない。

第13条 任務の組織化と権限の分配

労働組合の活動の決定に際しては、労働組合の民主的な運営を保障し、さらに、これらの決定が最大限効果的に実行されることを考慮する。

組合活動の一般的方向は、組合員により与えられる。組合員は、職業全体に関連する事案については、総会で、特定の企業あるいは職種に限定された事案については、支部の集会で、さらに全員投票を通じて、意見を表明する。

PNCの労働・報酬・職務を対象とするいかなる協定、契約、議定書も、執行事務局の事前の合意なくしては、締結されることができない。

労働組合を拘束するためには、かかる文書は、議長、書記長あるいは明示的に委任され関係支部に所属していない全国事務局の他の委員により必ず副署されなければならない。

第14条 組合支部

職種別、地方別、企業別の各支部の代表は、組合員の中から、直接投票により選出される。

支部代表は、組合評議会や全国事務局への、組合員の代表者であり、企業当局にたいする労働組合の代表者である。

支部代表は、組合員と最も「接触の多い」組合責任者であり、その基本的任務は、労働組合および組合員への情報である。

——労働組合へは、組合員の考えを表明し、その関心ある問題を特定化し、その不満を伝達する

——組合員へは、組合員が行動を行うことを保障し、組合員に異なる意見や労働組合の選択の理由を説明する

支部代表は、全員投票によって、支部の組合員に相談することができる。

支部代表は、以下のことを行う義務がある。

- (a) 労働組合の全般的政策の枠内で、企業の段階での固有の活動を決定する
- (b) 企業委員会・事業所委員会への労働組合の代表者を任命する
- (c) 組合評議会および特別委員会の作業に参加する
- (d) その活動と従業員代表の活動とを調整し、従業員代表を援助する

(e) 支部組員へ文書による情報を提供し、全国段階での情報を執行事務局に提供する

(f) 支部組員の集会を準備し、運営する

第15条 組合評議会

組合評議会は、職種別あるいは企業別支部の代表全員および（非選出）組合専従から構成される。ただし、後者は、審議権しか有しない。

組合評議会は、その内部で議長および書記長を選出する。

組合評議会は、組員全体に関する問題に関して労働組合の立場を決定する。

組合評議会は、必要に応じて、以下において生じうる紛争を仲裁する。

— 組合支部間において

— 支部と、全国事務局・執行事務局の間において

— 全国事務局および執行事務局の間において

組合評議会は、執行事務局の提案に基づきあるいはその固有の発議で、留保金の投資、職員の賃金、代表の補償に関する決定を行う。

第16条 全国事務局

全国事務局は、組合評議会から選出され、議長、書記長、書記次長から構成される、労働組合の管理機構であり、労働組合の活動全般に責任を負う。

全国事務局は、その内部で5名の委員からなる執行事務局（議長および書記長は、職務上構成員となる）を任命し、労働組合の管理を容易にするために、最も広範な権限を授与する。

第17条 執行事務局

執行事務局は、全国事務局から選出され、その構成員は、半専従あるいは専従としてその職務に従事することができる。ただし、少なくとも3名の委員は、乗務の職業活動を継続していなければならない。

執行事務局は、とくに以下の事項に責任を負う。

(a) 組合評議会によってなされた決定の履行を担当すること

(b) 諸支部の活動を調整すること、特定の組合活動や支部の立場が、労働組合の一般的な方向と合致しており、一般的利益を危機にさらさないように保証すること

(c) 交渉、企業協定の作成および締結において組合支部を援助すること

- (d) 使用者団体、資本家組織あるいは公権力と交渉すること
- (e) 職業への参入、労働、報酬、労働災害防止、退職などの条件に関する協約、命令あるいは立法上の条文を発展させること、その改善のためのあらゆる発議を行うこと
- (d) 争訴事件
- (f) 組合員への情報提供

執行事務局内部において、議長および書記長は、同一の資格から、裁判上労働組合を代表する権限を有し、運営・財政管理上のものとともに、使用者・使用者組織あるいは公権力との協約を含む、あらゆる性格の文書類に署名する恒常的な代表権を有する。

執行事務局は、その任務の履行を援助するため、書記局をもつ。

第18条 任 務

労働組合評議会にも全国事務局にも所属しない組合員は、その特定の権限のために、労働組合によって以下のために任命されることができる。

- 企業段階、全国あるいは国際段階での、特定の委員会の作業に参加するために
- 他の組合員にたいして、情報提供と連絡の役割を担当するために

第19条 書記局

書記局は、書記長の権限のもとに置かれ、以下のものから構成される。

- 必要に応じて、執行事務局により採用された職員
- 執行事務局委員以外の、組合専従

この専従は、執行事務局により、その能力や経験を基準に、この職業内部（以前に労働組合の責任部署に就いていれば）からあるいは外部から採用される。

専従は、労働組合評議会の決定に基づき、書記次長の資格を与えられることができる。いかなる場合にも、主要な責任部署、特に議長あるいは書記長の部署に就くことはできない。

書記局職員は、その執行しなければならない決定や選出に参加せず、したがって、労働組合における選挙や全員投票の結果に結び付いて、雇用の安定性を脅かされることはありえない。

第20条 総会

総会は、出席あるいは代理の現役組合員と、採決権を有しない、功労組合員、名誉組合員、組合専従から構成される。

総会は、出席組合員の過半数が他の問題の検討を決定するのでなければ、議事日程に掲載された問題しか審議することはできない。

総会は、集団的利益にかかわる問題を、全員投票にふすることを要求することができる。総会は、特に組合の管理を問題とし、組合指導部の退陣や選挙の繰上げを求めることができる。これらの決定は、出席あるいは代理の組合員の三分の二以上の賛同によってしかなされえない。

総会は、その出席あるいは代理の人数を問わず、有効に成立する。1名の組合員により保持される委任状数は、10通を越えることはできない。

本規約の諸条項に矛盾しない限りで、総会でなされる決定は、欠席あるいは反対したる組合員を含む、全員にとって義務となる。

労働組合の組合員でないものは、事務局の許可がなければ、総会に参加することはできない。

第21条 支部集会

職種別、地域別あるいは企業別の各支部では、支部書記の発議により、あるいは組合員1000名以上の支部においては少なくとも5%の組合員、他の支部では10%の組合員の書面による要求により、集会が開催される。

この集会において、支部に所属する組合員だけにかかわるものであれば、以下の条件のもとで、決議をなすことができる。

— 総会に委ねられている一般的利益の問題（安全・退職・職業の発展・労働組合の管理など）を侵さない

— 労働組合の全般の方針に合致しており、他の支部の組合員の利益を脅かさない

採決は、出席あるいは代理の現役組合員の単純過半数でなされる。委任状数は、組合員1名につき、組合員数1000名以上の支部では、10通、他の支部では、5通に限定される。

第22条 決定

<1 原則>

労働組合の管理、運営や活動は、迅速な決定をしばしば必要とする。

決定は、確定された方針を祖上にのせたり、組合員にとって不幸な影響をもたらしてはならない。

決定は、支部集会、総会、組合評議会・全国事務局・執行事務局の会議において、なされる。

ただし、その性質、重要性、組合の政策の全般的方向にもたらしうる影響あるいは組合員にとっての影響から、一部の決定は、関連する組合員全員によってなされなければならない。

PNCの特有の勤務形態(多くの組合員に総会や会議への列席を許さない)を考慮して、特に以下のような重要なかつ例外的な決定については、通信投票や全員投票にふされることが不可欠である。

- (a) 組合費額の修正
- (b) 労働組合連盟あるいは総連合への加盟・脱退
- (c) 規約の修正
- (d) 労働組合の解散
- (e) 罷業：ただし、職業の基本的な原則や主要な利益が問題になっている場合で、緊急かつ重大な時には、罷業は、以下のように決定されることができる。

—対象となる運動が、組合員全体や複数の支部に関連する場合には、組合評議会と全国事務局の合同会議で、その構成員の三分の二以上の賛同により

特定の支部の代表が一致して罷業に反対する場合には(全体の多数意見を問わず)、その支部の組合員は、その運動に参加することを求められない。この場合には、その組合員は、他の支部の運動の実効性を損なったり、その成功を危うくするようなあらゆる行為を慎まなければならない。

—対象となる運動が、特定の支部だけにかかわる場合には、その支部の代表によって、全国事務局の同意のもとで、三分の二以上の賛同によって

以上の要件のもとで、事前の全員投票を経ずに、罷業が開始された場合には、争議の終結後、このような例外的な手続きを踏んだことについて、組合員の意見表

明が、秘密投票による全員投票により行われる。関連する支部の登録組合員の絶対過半数が、なされた決定に不同意の場合には、組合評議会および全国事務局へのこれら支部代表者は、即時に辞任しなければならない。速やかに選挙が行われる。

< 2 手続き >

通信投票は、秘密投票で行われる。

投票期間は、少なくとも、最長の乗務交代期間に等しくなければならない。

投票の秘密が確保されるために、投票は、二重封筒でなされ、開票は、組合員の面前で行わなければならない。したがって、開票期日は、予め数日前に、投票の性質と目的に対応する全支部の組合員に知らされなければならない。

投票結果は、書面で組合員に知らされる。

第23条 選挙・原則

労働組合の民主的な基礎は、各職種および各企業の組合員によって構成されており、代表の選挙は、職種あるいは企業、必要に応じて地方（配属地）の次元で、行われる。この選挙は、連記投票で行われる。

第24条

立候補は、自由であり、書面で通知されなければならない。組合費納入済みの組合員で、少なくとも1年間の職務歴、6カ月の組合所属歴を有し、労働法典第3巻第4条によって定められた被選挙資格を満たし、SNPNCにおいて以前に勤めていた職務から罷免されたことがないものだけが、候補者となることができる。

代表の選挙は、通信で、秘密投票で行われる。

第25条 代表の任命

1966年6月18日法および1968年12月27日法にしたがって、労働組合は、企業経営者や企業・事業所委員会にたいする組合代表を任命することができる。

いかなる場合にも、これらの任命された代表は、組合役員選挙に推薦されてはならない。

これら代表は、職業的および組会的経験歴の要件を免除されることはできるが、法定の被選挙資格を満たしていなければならない。

第26条 懲戒

組合員が、組合の指令に違反し、その言辞、書面、行動によって、労働組合ある

いは職業の統一、自由な決定、正常な運営および正当な名声を傷つけたる場合には、以下の制裁が、懲戒委員会によって適用されることことができる。

— 警告

— 譴責

— 除名

第27条 懲戒委員会

前条の場合において、執行事務局の招集によりあるいは組合員により苦情が提出された場合に、全国事務局および組合評議会の合同会議が、懲戒委員会として開催される。

制裁を受ける組合員は、非難されている事実の説明を含む書簡により、1カ月の予告期間をもって、懲戒委員会に招請される。その組合員は、労働組合の現役組合員を列席あるいは代理させ、書面での弁明を提出することができる。

懲戒委員会の委員は、非難されている事実を、公平かつ客観的に評価し、その正確さを保証しなければならない。懲戒委員会は、その決定のまえに、特に当事者組合員による弁明を受け、執行事務局に、補充的な調査を要求することができる。

決定は、三分の二以上の賛成を必要とする除名を除いて、懲戒委員会の出席委員の絶対過半数によりなされ、書留便で当事者に通知される。その決定は、当事者が、委員会に弁明を提出するとしないを問わず、執行されるが、上訴手続きの結果、延期されることが出来る。

第28条 代表の制裁・責任者の罷免

代表および組合責任者は、組合員と同一の制裁を受けるとともに、その職務から罷免されることがある。

とりわけ、以下の事由により、制裁を受ける。

- (a) 評議会あるいは事務局の会議への慢性的な欠席
- (b) 職業あるいは労働組合の威厳を害しうる行動や企図
- (c) 個人的な目的での、労働組合の物的手段の利用
- (d) 組合評議会の決定の不履行
- (e) 内密情報の暴露
- (f) 国家、政党および資本家にたいする労働組合運動の絶対的な独立性の基本原

則と矛盾する、労働組合の決定や方針に影響を与える試み

(g) 労働組合に属する資産や財産の詐取

懲戒委員会は、第27条に定められた条件で開催される。ただし、罷免の決定は、委員会の三分の二以上の賛同を得なければならない。当該の代表あるいは責任者は、採決に参加しない。

第29条 上訴

除名、あるいは組合責任者に関して罷免の場合には、当事者は、その決定を、通知の1カ月以内に、総会に上訴することができる。総会は、単純多数で、裁決するが、当事者が希望する場合には、事前に聴取される。

第31条 代表の補償

労働組合は、任務の遂行によって支出される費用を負担する。

代表が、その組合活動により、賃金の一部を逸失する場合には、年間手当や休暇賃金などへの影響を考慮して、同一会社の同一分野の同一の職階のPNCによって受領される平均水準まで、補充手当を受ける。

第32条 会計監査

監査委員会は、労働組合の管理にたいする恒常的な点検とすべての会計書類の検閲の権限を有する。

監査報告は、総会にふされる。委員会は、重大な不正規性や横領を確認したる場合には、総会の開催を要求することができる。

委員は、重大な投資あるいは留保金の投資に関する決定の前に、諮問される。

会計書類は、公認会計士により作成され、総会に提出されなければならない。

第34条 労働組合の解散

労働組合の解散は、秘密投票での全員投票によってしか宣告されることができない。登録組合員の四分の三以上の賛同が必要とされる。

解散の場合には、労働組合の資産は、組合員の間には分配されることはできず、総会によって選択された社会事業に寄付される。

第35条 規約修正

本規約は、1970年12月10日に実施された組合員全員投票によって採択されたが、セーヌ県庁に「登録番号N° 11-652」で届出られた以前の規約を無効にし、置き換

えたものである。この規約は、第22条に定められた条件で、補完され、修正されることができる。

② 商事代理人全国労働組合格約

1938年5月23日、届出（受理番号 N° 7986）

第1条 目的

職業組合に関する立法（1884年3月21日法、労働法典第3巻第24条以下）にしたがって、本規約に賛同するすべてのものの間において、労働組合団体（商事代理人全国労働組合）が結成される。その目的は、当局や既存の団体にたいして、商事代理人の権利と利益を代表することである。

第4条 組合員

労働組合は、以下のものから構成される。

- (a) 功労組合員
- (b) 現役組合員
- (c) 名誉組合員
- (d) 通信組合員

功労組合員は、評議会により指名される。

現役組合員および名誉組合員だけが、投票権と審議に参加する権利を有する。

組合員と関係のある法人は、功労組合員として受け入れられることができる。

労働組合の便益を享受することを希望する、特定分野で設立されている労働組合、1901年法により設立されている団体は、通信組合員として受け入れられることができる。

第6条 加盟条件

公民権を享有し、申請者の信頼性を回答できる、2名の組合員により推薦されることを条件に、すべての商事代理人が労働組合に所属することができる。

評議会あるいは事務局が、加盟申請について決定をくだすが、加盟申請の却下の場合に、説明を要しない。

第7条 脱退・除籍・制裁

組合員の資格は、以下の場合に喪失する。

- (a) 脱退
- (b) 除籍（公民権を喪失したるもの）
- (c) 労働組合の内部運営規則に違反したるもの
- (d) 組合費の不払いあるいは重大な理由のある場合

第9条

6月1日に組合費を支払っていない組合員は、評議会の決定ある場合を除いて、脱退するものと見なされる。

第11条

少なくとも2年前から組合員であり、フランス国籍を有する組合員だけが、評議会の候補者として受け入れられる。

第27条

労働組合は、団体の名誉や審議秩序に関する問題を理由に、組合員を懲戒することがある。同僚により公言された中傷などの個人的問題、労働組合の発展や名誉を傷つけ、秩序を重大に乱す行為は、名誉委員会にふせられ、名誉委員会は、一時的あるいは確定的な除名を宣告することができる。

第28条

いっさいの政治的あるいは宗教的な討議は、絶対的に禁止される。

第30条

本規約は、法律にしたがって、セーヌ県庁に届出られる。

③ コレージュ全国労働組合同規約

1970年3月24日、全国大会で採択

第1条 労働組合の定義と目的

コレージュ全国労働組合は、1911年に設立された補習教師全国協会の改組によって、1960年4月6日の結成総会の決議で設立された。

第3条

労働組合は、公教育コレージュ教職員全体を、現職、養成課程、派遣にあるものを問わず、結集する。

退職者は、労働法典第三卷第一篇第7条に定められている要件により、労働組合

に所属し続けることができる。

第4条

労働組合は、以下の事項を目的とする。

- (a) 組合員の、集団的あるいは個別的な、物質的および精神的な職業的利益の擁護
- (b) 職業的向上の追求
- (c) コレージュ職員間、様々な職種の公教育団体との友好関係の確立
- (d) 教育の世俗性の擁護
- (e) 教育の進歩とその一層の効果のために、教育問題、職業教育問題、教育方法と体系の検討
- (f) 教育の民主化の展望の中で、コレージュの発展、促進および拡充
- (g) 国民の知的、道徳的、社会的な進歩のために、教師、親、公務員、労働者の職業的組織との連絡、討議、協調および行動の可能性の追求

第5条

労働組合は、組合員の哲学的、宗教的、政治的意見を尊重する。組合員は、その選択する他のいっさいの団体に個人的に加盟することは、まったく自由である。

労働組合は、政党にたいする労働組合運動の独立性を確立しているアミアン憲章およびトゥールーズ憲章の諸原則に同意する。

第6条・内規第6条 加盟・参加

連盟組織への加盟、脱退、独立は、大会の決定による。それは、三分の二以上の投票権が代表され、有効投票の三分の二以上の賛成を必要とする。

この大会決定に先だって、大会の少なくとも3カ月前までに、その決定により生じるあらゆる影響の公表が組合機関誌においてなされる。

第8条・内規第8条

労働組合は、責任機関の決定なくしては、いかなる行動にも加わることはできない。機関は、その決定を以下の組合員の事前の協議にふすことができる。

- 支部事務局にたいする質問票
- 組合員にたいする全員投票
- 全国事務局によって決定される他の手段

第9条・内規第9条

組合の職務と議会の職務の兼務は、禁止される。

他の選挙による職務との兼務は、規約の遵守によって定義される限度と要件のもとで許可される。

内規第38条

支部の解散は、支部の組合員の全員一致によってしか宣告されえない。

内規第40条

規約および内部運営規則の公表が、組合機関誌を通じて、その採択あるいは修正の1カ月以内に、行われる。

④ 税務統一全国労働組合同規約**第1条**

税務統一全国労働組合 (SNUI) の名称を有する労働組合が設立される。

第2条

労働組合は、1884年3月21日法にしたがって、組合員の職業的、経済的、精神的および社会的利益の研究と擁護を目的とする。そのために、労働組合は、その目的を果たす最善の手段として、統一労働組合組織への税務職員全体の再結集を目指す。

第3条

労働組合は、現役中あるいは退職した税務全職員に門戸が開かれている。

労働組合は、税務職員の社会機構を管理するために行政機関によって設立されている団体職員にも開かれる。

第4条

SNUIは、労働者の運動全般に関与するが、すべての政治的、哲学的あるいは宗教的な関心からは自由である。労働組合は、これらの目的に関連するすべての議論を、それが労働組合運動の目的や理想と関係を有する限りで、その会合において、自由に行いうる。

第5条^{bis}

退職者は、その居住地の支部に所属するが、全国段階で、退職者全員を結集させる「退職者連絡委員会」が設立される。この委員会は、組合費を徴収し、退職者総

連盟との連絡を担当し、退職者総会を毎年開催することを任務とする。

第23条

組合評議会は、本国以外で勤務する組合員を代表する通信員を任命する。

海外県の組合支部の運営委員は、本国滞在中には、評議会の作業に参加する。

第32条

支部は、大会議題および報告を入手し、大会の遅くとも1カ月前までに、報告についての討議の後、組合員100名毎に代議員1名を任命する。支部は、代議員にたいて、各議題ごとに、以下の分類の委任権を授与する。

〈命令的委任〉投票権の全体を賛成および反対に拘束する

〈指示的委任〉代議員にたいて、審議ののち、投票の自由を委ねる

〈部分的命令委任と部分的指示的委任〉

第33条

海外領土および外国で勤務する職員は、本国で休暇中のその所属地の組合員の中から、あるいはパリに在住する職員の中から、代表を選出する。

第35条

大会で本人自身が投票することを希望する組合員は、大会の少なくとも1カ月前までに、支部書記に書面で通知しなければならない。その結果、代議員により保持される委任状数は、削減される。

第36条・37条・38条 要求

大会に要求を提出しようとする組合員はすべて、所属支部にそれを提出しなければならない。

支部で検討された要求は、理由とともに、賛成・反対・棄権数を明記した報告書にまとめられ、大会の少なくとも1カ月前までに、組合本部に送付される。

第40条 情報提供

労働組合は、週刊誌を刊行し、すべての組合員に配布する。

この週刊誌は、最小1頁最大その四分の一の限度内で、論文（事務局委員候補者適格者によるもので、それが、侮辱的でないことを唯一の条件として）の掲載を保障しなければならない。

第50条 連盟組織・総連合組織への加盟

連盟組織・総連合組織への加盟提案はすべて、全員投票にふせられる。

全員投票において、拒否されるばあいには、この提案は、支部によって提出される要求の形式によってしか大会に付託させられることができない。

脱退の場合にも、同様の手続きが適用される。

すべての場合に、全員投票においては、投票者の三分の二以上の賛同が必要とされる。投票日に組合費を納入している組合員が、選挙資格を有する。

第51条

名誉および清廉を汚す事実によって、行政機関から離任を余儀なくされたる職員は、労働組合から除名される。

第52条

組合会議以外において、組合の決定に反する態度をとりたる組合評議会委員はすべて、除名されることがある。

⑤ 薬剤師自主全国労働組合同規約

1945年12月3日、セーヌ県庁に届出（受理番号 N° 9214）

1972年12月19日、1978年4月2日および1982年4月25日総会により修正

第1条 構成

現行法により補完・修正されている1927年2月26日法における職業組合「薬剤師自主全国労働組合」が設立される。

労働組合は、フランスあるいは国外における、商業的および工業的企業、公的あるいは私的な病院、治療・福祉施設、教育施設、公的あるいは私的な機関などにおいて賃労働者としての労働に従事する、フランス人あるいは外国人（現行法により同資格と承認されていること）の、薬剤師国家免許の所持者に開かれている。

同様に、失業中で賃労働者の職を探している同じく免許の所持者、まだ労働したことはないが賃労働者の職を探している若年の免許取得者、管理職員退職者の免許保持者にも開かれている。

第5年度を修了した薬学生で、職業に関する立法の枠内で調剤事業所で労働し、あるいはかかる雇用を探しているが少なくとも1カ月賃労働者としての労働を証明

するものは、「研修組合員」として労働組合に加盟することができる。

薬局所有者、合名会社および有限会社の過半数持ち分の保有者は、労働組合に所属することはできない。これらのものは、少なくとも1年前にその職務を放棄し、少なくとも1年間賃労働者であった後にしか、労働組合に加盟することはできない。

第2条 目的

労働組合は、以下の事項を目的とする。

— 個別的な次元では、以下の分野で、組合員の物質的および精神的利益を擁護すること

- (a) その特別な能力と関連する地位の探求
 - (b) その技術的価値、知識、適性や責任を考慮した業務契約の研究と確立
 - (c) 労働立法、集団協約あるいは個別契約に関する紛争の際に、その擁護
- 職業的な次元では、以下に関する手段の検討を追求すること

- (a) 社会における薬剤師の役割に適応した大学教育および職業教育の促進
- (b) この職業に関連するあらゆる統計的な情報の収集
- (c) すべての薬剤師免許保持者への職業機会の保障
- (d) 使用者と現業労働者・事務労働者との間の経済的・社会的関係の改善
- (e) これらの検討に基づく提案を、公権力への行動によって、法律に制定させる

こと

— 全国的、国際的あるいは超国家的な次元では、以下のために他の職業の管理職員の労働組合と協力すること

- (a) 管理職員に、その職業的環境やその負っている責任にふさわしい地位を承認させること
- (b) 管理職員の活動が有益であるすべての経済的および社会的機構での適切な代表権能を、管理職員に取得させること

第3条

労働組合は、全国的あるいは国際的な次元での、職業的な連合体や連盟に加盟することができる。

労働組合は、政党とのいっさいの恒常的な関係を禁止される。

第13条

組合評議会の委員の資格は、政治的委任の行使と兼任されることはできない。

組合評議会委員は、労働組合に加盟する賃労働者の利益と矛盾することのありうる直接的あるいは間接的な活動を、調業業において行ってはならない。

第25条

総会での選挙は、統一形式の封筒を用いて、秘密投票により行われる。

出席しあるいは代理されている組合員は、会議で投票する。代理されることを望まない欠席組合員は、通信による投票を行うことができる。

第32条 地方組合支部

全国評議会は、規約あるいは組合同規律の不遵守の場合、地方評議会を機能停止することができる。新評議会を選出することができない場合あるいは投票者が25名以下の場合には、評議会は、解散させられ、支部の負債の清算の後、その財産は全国評議会に帰属する。

第34条

評議会あるいは事務局の委員の職務は、絶対に無報酬である。組合評議会により与えられた任務あるいは代表派遣の場合に、評議会の委員あるいは組合員により負担された費用だけが、償還されることできる。

第37条

労働組合の活動方針の変更が労働組合内の分裂（本規約により定義されている労働組合から脱退すると否とを問わず、一部の組合員による新労働組合の設立）をもたらす場合には、判例により、名称、規約、文書、書記局文書など財産を構成するものは、SNACPの所有に帰する。新団体は、労働組合の財産に何らの権利も有しない。

⑥ ジャーナリスト全国労働組合同規約

第1条 労働組合の目的

1884年3月21日法（1920年3月12日法・1927年2月25日法により修正）にしたがって、「ジャーナリスト身分規定」（1935年3月29日）の適用を受けるすべてのジャーナリストの間において、ジャーナリスト全国労働組合（SNJ）の名称を有する団体

が設立される。

第2条

所属機構を問わず、政治的あるいは宗教的な傾向を問わず、労働組合の原則にしたがうことを承認するすべての職業的ジャーナリストにたいして、労働組合は門戸が開かれる。

第3条

労働組合は、組合員の精神のおよび物質的な個別的利益の擁護、ならびにすべてのジャーナリストに共通する重要な利益の擁護を、主たる目的とする。

労働組合は、職業の行動する機関であって、職業のために、その尊厳、品位、名声を守ることに留意する。

労働組合は、すべてのジャーナリストの連帯および労働組合のすべての構成員の規律を表現する。

第4条

組合員はすべて、以下の義務を負う。

(a) その招集されている会議に出席し、その与えられている任務を自覚的に遂行して、労働組合の事業に参加すること

(b) 第3条にしたがって労働組合により表明されている職業的な要求を、あらゆる場合に、連帯して、支持すること

(c) 全国事務局の指示を敏速に実施すること

第5条 加盟・脱退

労働組合に加盟するためには、労働法典第L761-2条における職業的ジャーナリストあるいはそれと同視されるもの、もしくは、L761-16条における退職ジャーナリストの資格を証明しなければならない。

全国労働協約で承認される養成所の学生については、例外とするが、これら学生は、労働組合の全国機関への被選挙資格を有しない。

組合員は、ジャーナリストの他の職業組織に所属することができるが、この事実をその所属する支部事務局に通知する義務を負う。

労働組合の構成員が、同時に職歴的な総同盟に加盟する職業的ジャーナリスト団体に所属する場合には、総会には、評議権を持って出席するが、SNJの内部にお

るいかなる任務も運営上の職務も主張することはできない。

除籍されたあるいは脱退した組合員が、労働組合への復帰を求める場合には、新規加盟者と同一の準則に服するが、関連する支部の理由をふした見解が必要である。

第10条

重大な違反がある場合には、全国規律委員会の見解の後、全国委員会が、その構成員の四分の三以上の賛同により、支部の解散を宣告する権限を有する。ただし、支部が大会に上訴する場合を除く。

⑦ パリ地域交通公団運転職員独立労働組合同規約

1983年3月19日、第29回大会で承認

第1条 名称・目的

パリ地域交通公団(RATP)の運転員の間において、1884年3月21日法、1920年3月12日法および1927年2月25日法にしたがって、パリ地域交通公団運転職員独立労働組合の名称をとる労働組合が設立される。

第2条

労働組合は、運転職種にかつて所属したるあるいは所属している職員で、本規約を承認するものだけを受け入れる。

第5条

労働組合の目的は、純然に要求的なものであつて、その活動は、政党、資本家、哲学のおよび宗教的宗派から完全に独立して、遂行されなければならない。

第6条

組合員はすべて、月額組合費および組合員証代金を支払わなければならない。組合員はすべて、組合費を納入済みである場合しか、組合の活動への参加を主張することはできない。

組合費の納入を3カ月以上遅滞したる組合員はすべて、労働組合の援助を要求することはできない。

第8条

労働組合は、あらゆる政治的意見の賃労働者を結集するのであるから、組合員はすべて、労働組合の外部で行つた意見表明に気遣う必要はない。ただし、組合員は、

その個人的な意見の表現のために、組合活動上の職務を利用することはできない。

第17条 罷業

運営評議会は、労働停止を決定する権限を有する。罷業は、秘密投票で、投票者の三分の二以上の賛同を得たる場合にしか実行されることはできない。

⑧ 看護婦全国調整委員会規約

1990年1月5日、ポワティエで届出

第1条

本規約に賛同するすべての女性および男性の間で、労働法典第IV巻の諸規定にしたがって、「看護婦全国調整委員会」の名称の職業団体が設立される。

第3条 目的

調整委員会は、すべての看護職員の結集、交流、思考、行動の場所である。

その目的は、以下の事項である。

— フランスの健康制度における、この職業の役割と地位の実質的な承認を実現すること

— 看護職員の労働・生活条件を改善すること

— すべての看護職員の、集団的および個別的な、物質的および精神的な権利と利益を擁護すること

— フランスにおける健康の水準を改善する計画を発議し、支持すること

第4条 加盟

年齢、国籍を区別することなく、いっさいの他の職業的、政治的、組合的、宗教的あるいは哲学的組織への所属を問題とすることなく、以下のこの職業の構成員はすべて、調整委員会に所属することができる。

— 国家免許（すべての水準および特別）保有の看護職員

— 精神科看護職員

— 看護学生

各加盟員は、調整委員会の規約および内部運営規則を遵守する義務を負う。

第12条 資産

調整委員会は、組合費以外に、寄附、贈与、地方自治体の援助金を受領し、動産、不動産を取得することができる。